

## 紋別市商業環境整備促進事業補助金交付要綱

令和3年6月22日  
産業部長決裁

### (目的)

- 1 この要綱は、快適な商業環境づくりの促進と商業の助長発展を図り、以て健全な市民生活に寄与することを目的として、中小・小規模企業者が行う店舗の近代化等の整備拡充に係る事業に対する補助について必要な事項を定めることとし、補助金の交付に関しては、紋別市補助金等交付規則（平成9年規則第13号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
  - (1) 中小・小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者又は所有者から賃貸物件を借り上げ、当該物件にて同表に規定する業種を営む者（以下この号において「転借人」という。）に転貸し、転借人が当該物件で営む同表に規定する業種の売上に応じて収益を得る者をいう。
  - (2) 店舗の近代化等とは、1の目的に整合する方向で、中小・小規模企業者が店舗の新增改築及び内外装工事並びに附帯設備の整備（以下「新築等」という。）を行うことをいう。

附帯設備とは、営業の用に供され店舗と一体となっている設備をいう。「店舗と一体となっている」とは、配管、電気配線等の工事がなされているかまたは、動かないように固定された状態をいう。

- (3) 投資額とは、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16（一）または（二）の「減価償却額の計算に関する明細書」、または確定申告における収支内訳書、あるいはそれに類する書類に記載されている取得価額等のことをいい、消費税を含まない額とする。

### (対象地域)

- 3 この要綱による対象地域は、市内全域とする。

### (補助対象事業)

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する、営業時間が1日概ね5時間以上、1週間当たり概ね5日以上の上業を行う者に対し、別表1で定める経費を予算の範囲内において補助を行うことができる。
  - (1) 中小・小規模企業者が営業を営むために店舗の近代化等を行うとき。
  - (2) 中小・小規模企業者が共同店舗の近代化等を行うとき。
  - (3) (1)、(2)の規定は都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項の商業地域内においては全業種を対象とし、それ以外の地域については別表2に定める業種を対象とする。

### (補助率及び補助金の交付)

5 4に規定する補助率は、投資額の100分の20とする。ただし、国、道及び市の制度により移転補償並びに補助金等が支出されている場合は、その金額を減額した残額を投資額とする。

(2) 補助金の交付は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項の商業地域内は500万円、それ以外の地域は200万円を限度とする。

(3) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、別表2に定める業種については補助率及び補助金額を別に定める。

(交付申請)

6 補助金の交付申請については、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 4の補助事業に着手する場合は、1ヶ月前までに申請しなければならない。

(2) 新築等が複数年に渡る場合は、交付申請と共に年次計画書等を提出し、その計画内容等について承認を得ることとする。

(3) 新築等の建物が自己所有の建物でない場合は、新築等に係る関係者の承認を得て交付申請を行うこととする。

(交付の決定)

7 市長は、6の申請に対し補助の決定をした場合には、その旨を申請者に通知するものとする。なお、市長は、補助の決定に際し条件を付することができる。

(完了報告)

8 申請者は、補助事業が完了したとき次の書類を提出するものとする。

(1) 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16（一）または（二）の「減価償却額の計算に関する明細書」、または確定申告における収支内訳書、あるいはそれに類する書類

(2) 施設等の完成写真

(3) 補助対象経費の領収書の写し

(補助金の額の確定)

9 市長は、8の規定による書類の提出を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の取消等)

10 市長は、申請者が偽りやその他不正により補助金の交付を受けたとき、または7の条件に違反したとき並びに8の書類の提出がない場合は、補助決定の取消または交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとし、この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。